

逗子市社会福祉法人設立認可等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条の規定に基づき、社会福祉法人の設立に関する定款の認可（以下「法人設立認可」という。）及び定款変更の認可（以下「法人設立認可等」という。）の事務を適正かつ効率的に処理するため、法人設立認可等の取扱基準、設立手続その他必要な事項を定め、もって本市における社会福祉の増進に資することを目的とする。

(事前指導)

第2条 法人設立認可の審査は、社会福祉法人を設立しようとする者に対する事前説明を経たものについて行うものとする。

2 法人設立認可の事前指導は、法人設立の必要性、法人設立の目的、実施しようとする事業の種類及び規模、法人の資産及び資金、法人の役員等法人の設立又は定款変更に必要な事項について個々具体的に行い、その指導は法人設立認可の申請要件が具備するに至るまで行うものとする。

3 定款変更の認可の事前指導は、必要に応じて行うものとする。

(事前指導及び審査の方法)

第3条 法人設立認可等の事前指導及び審査は、社会福祉法、同法に基づく命令その他関係通知によって定められている基準によるほか、この要綱に定める法人設立認可・定款変更認可指導基準（別表）に基づき行うものとする。

2 法人設立認可に係る事前指導は、社会福祉法人を設立しようとする者から提出された社会福祉法人設立計画概要（別記様式）及び市長が必要と認めて提出を求めた資料並びに市が作成する法人設立認可に関する資料に基づき行うものとする。

3 法人設立認可の審査は、前項の規定による事前指導を経たうえで、逗子市社会福祉法人審査会の意見を聞いたのち、法人設立認可についての申請書類及びそれらに基づき作成する逗子市社会福祉法人設立認可等審査調書により行うものとする。

4 社会福祉法人審査会の設置については、別に定める。

(法人設立認可等審査調書)

第4条 前条の法人設立認可等審査調書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 法人の設立等の趣意に関する事項

- (2) 定款に関する事項
- (3) 社会福祉事業及び公益事業に関する事項
- (4) 法人の名称及び事務所の所在地に関する事項
- (5) 理事及び理事会に関する事項
- (6) 監事に関する事項
- (7) 職員に関する事項
- (8) 評議員及び評議員会に関する事項
- (9) 会員制度に関する事項
- (10) 資産及び資金に関する事項
- (11) 収益事業に関する事項
- (12) 解散及び合併に関する事項
- (13) その他必要な事項

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、法人設立認可等の事前指導及び審査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

法人設立認可・定款変更認可指導基準（社会福祉法人逗子市認可指導基準）

項目	指導事項	備考
1 事業計画		
社会福祉事業	1 施設配置に当たっては、神奈川県及び逗子市の総合計画との調整が図られていること。 2 施設配置に対し、地域住民の協力及び理解を得ること。	施設の適正配置等 地域との連携
2 役員		
(1)理事	1 事業を経営する法人にあつては、原則として理事の2分の1以上は、神奈川県内に住所を有する者とする。 2 理事の中に原則として、同種又は類似の社会福祉事業についての知識経験を有する者が参加していること。	
(2)監事	監事のうち1名は、原則として神奈川県内に住所を有する者とする。	
3 その他		
(1)名称	1 法人の名称は、理事長等の個人名から引用することは望ましくないこと。 2 神奈川県内において、同一名称の法人がないこと。 3 事業内容とかけ離れた名称や長すぎた誇大な名称でないこと。	
(2)諸規程の整備	法人運営に関する各種規程案があること。 (1) 組織及び職制に関する規程 (2) 就業規則 (3) 経理規程 (4) その他必要があると認められる規程	